報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月2日

提出者 足立区長 近藤弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決	定	額	相	手	方	事件の概要
平成22年8月16日	1,46	0,0	00円	足立	区関原で	生住者	平成21年4月23日、興
							本学童保育室での保
							育中に、興本住区セ
							ンター児童館広場で
							鬼ごっこをしていた
							相手方が転倒し、冷
							水機の踏み台の角に
							右脇腹をぶつけ、肝
							挫傷の傷害を負っ
							た。